議案第39号

墨田区教育委員会委員任命の同意について

上記の議案を提出する。

令和6年9月30日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区教育委員会委員任命の同意について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第 2項の規定により、下記の者を墨田区教育委員会委員に任命したいので、その同意を 求める。

記

住 所 東京都墨田区緑●●●●●●

氏 名 木 ノ 内 建 造

生年月日 昭和27年●●●●

所属政党 無所属

(提案理由)

令和6年9月30日をもって任期満了となる教育委員会委員の後任者を任命する必要がある。

(参考)

木ノ内建造略歴

現 住 所 東京都墨田区緑●●●●●●

生年月日 昭和27年●●●●

学 壓 早稲田大学法学部卒業 (昭和52年3月)

職 歴 等 弁護士登録(昭和55年4月)

墨田区法律相談員(平成6年4月-現在)

墨田区建築紛争調停委員会委員(平成10年11月-現在)

墨田区行政不服審査会委員(平成11年11月-現在)

墨田区都市計画審議会委員(平成14年8月-現在)

墨田区公害健康被害認定審査会委員(平成23年8月-現在)

墨田区社会福祉法人設立認可審查委員会委員(平成25年4月-現在)

墨田区老朽建物等審議会委員(平成26年1月-現在)

墨田区教育委員会いじめ問題専門委員会委員(平成27年2月-現在)

墨田区建築審査会委員(平成27年4月-現在)

(参考)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抄)(昭和31年法律第162 号)

(任命)

- 第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、 教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意 を得て、任命する。
- 2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、 学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するもののうちから、 地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。
 - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
- 4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に1を加えた数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。
- 5 地方公共団体の長は、第2項の規定による委員の任命に当たつては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者(親権を行う者及び未成年後見人をいう。第47条の5第2項第2号及び第5項において同じ。)である者が含まれるようにしなければならない。

(任期)

- 第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育 長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 教育長及び委員は、再任されることができる。